

令和元年 日本看護学校協議会 事務担当者会 実施報告

令和元年11月8日（金）、東京都の会場「アルカディア市ヶ谷（私学会館）」に於いて開催された。参加者は、全国会員校から139施設 160名であった。

会長挨拶

- 今年もまた想定外の自然災害に見舞われ、学校施設や病院施設に甚大な被害をうけた会員校様、そして臨地実習が予定通りできない会員校様、交通機関の遮断等で休講を余儀なくされた会員校様など、多大で様々な被害にあわれましたことに心を痛めています。
そこで、当協議会では被災された会員校の皆様のお役に少しでも立てますことを願い、先日、義援金をお願いいたしました。11月末までにご協力をお願い出来ますと幸甚です。
- 現在、看護師等養成所の運営に関しては、3つの困難な課題を抱えていると言えます。
 - 1つ目は、受験生の確保
 - 2つ目は、実習施設の確保
 - 3つ目は、専任教員の確保
- 厚生労働省のホームページにもアップされていますように、2025年には、看護職員が約6万～27万人不足する見通しですが、都道府県によって充足率に格差があります。
- これからの看護師養成教育は、病院に就職するだけでなく、特に需要が増大する訪問看護ステーションや介護施設など、地域に目を向けた教育が必要です。
各養成所の状況（立地、地域性等）に応じた独自の教育をし、地域住民に必要とされる人材を育てる教育が最も重要視されています。各校で事務職の皆様も共に検討をお願いしたい。

会長講演 「看護基礎教育検討会の報告」



《概要》

1. 新たな医療の在り方を踏まえた医師・看護師等の働き方ビジョン検討会報告書（平成29年4月）を受けて、平成30年から看護基礎教育検討会が開催された。

2. 看護基礎教育検討会 報告書の概要

(1) 第10回に亘る「看護基礎教育検討会」で示された看護教育課程

- 「基礎分野」について、ICTを活用する教育を目指し1単位増となる。看護師等養成所では今後、Wi-Fi環境を整えていかねばならない。
- 内容の充実を図るために、総単位数が現行の97単位から102単位に増える。この単位総数は3年課程の3年間で実施できる限界の数字でもある。
また、学生達が主体的に、効果的に学べるための工夫ができるよう、教育課程を弾力的に編成することを期待した内容になっている。

(2) 臨地実習の改正案

- 「成人看護学・老年看護学」実習について、新教育課程では合わせて最低の4単位まで減らしてもよい。ただし、減じた分は各学校の実態(状況)に応じて、独自のカリキュラム内容を編成することが重要である。

(3) カリキュラム改正に影響する指導ガイドラインの提案

- 看護師に求められる実践能力を高める一環として、地域包括ケアシステムにおける看護師の役割についての学習を充実するよう追加された。
- 1単位の授業時間数は、講義及び演習については15時間から30時間、実験、実習については30時間から45時間の範囲となった。
『一単位 45時間』とは、その教科内容を45時間費やしたことで学べるというものであり、例えば、講義30時間+15時間(課題授業・自己学習)ということになる。
- 施設設備等教育上の諸条件を考慮し、教育効果を十分に上げられる場合は、40人を超える学生に対して、同時に授業を行うことができることになる。
- 実習病院が同時に受け入れることができる学生数について、一律に人数だけで決めるのではないということで10人以内の枠がなくなった。
- 専任教員が学生の指導に専念し、教育の効果が図れるよう、事務職員の方も教育環境の充実等と一緒に取り組んでほしい。(教務事務の配置等)
- 改正カリキュラムは、2022年度入学生から適用となる。2年課程は2023年から適用する。

(4) 今後に向けて

- 専門職連携教育やICTを活用する能力の育成にあたっては、事務職員が関わるのが、従来以上に大変重要であると考えられる。

(文責：曾我部 延孝 事務担当者委員会委員 上尾市医師会上尾看護専門学校 事務長)

講演

「高等教育無償化～授業料減免の事務処理等について～」

講師： 金城 太一氏

(文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課専修学校教育振興室長)



《講演概要》

最初に、高等教育無償化の対象となる機関要件取得にかかる申請、認定結果について報告があった。全国の専門学校 2,713 校中、1,696 の学校から申請があり、1,689 校が認定され、申請認定率は 62.3% で、看護師等養成所だけでは、605 校中、349 校が申請し、全学校が認定され、57.7%であった。

都道府県別の申請率は 20%代から 100%と差があったが、不申請理由の主なものとして、学生に社会人が多い、学校独自の支援制度がある、事務の負担が大きい等が示され、未申請校は次年度には申請をお願いしたい旨の依頼があった。

また、認定された学校は、速やかに申請書を公表し、学校関係者評価等の要件未整備で経過措置を受けている学校は、次年度の申請には必ず、未整備項目が解消したことを申請書に明記する旨の説明があった。

次に、入学金や授業料減免に関する事務処理について、配布資料に沿って、申請書の様式集やパワーポイント画面を印刷した資料を参照しながら説明が進められた。

減免対象者の範囲、減免申請時期、交付手続きの流れ、学校が行う事務処理の内容についての説明の中では、来年度早期に減免対象者を決定するため、できるだけ今年 11 月の在学予約申請をお願いしたいこと、学生が提出する減免申請書の中で、学生支援機構奨学金受給の有無のチェック欄は十分確認してほしいこと、給付と減免の基準・条件は、全く同じなことに留意してほしいこと等、説明があった。

減免対象となる学生の認定基準について、家計の収入要件と成績要件があり、収入の基準額に応じて、3 段階(減免割合 10/10、2/3、1/3)の減免割合になるので、学生支援機構のホームページにある「進学資金シミュレーター」を活用して、自分が対象となるかどうかを調べるように、学生に周知してほしいと説明があった。また、成績要件については、新入生については、高校での評定平均値が 3.5 以上、入学試験の成績が入学者の 1/2 以上、在校生については、GPA(平均成績)が上位 1/2 以上としているが、これに満たない場合でも、「学習計画書」の提出により学習意欲が確認できれば可となる旨の説明があった。

このほか、学校が減免した費用の国への請求申請、休学や懲戒処分を行った場合の減免認定効力の停止基準の考え方について説明があり、認定の廃止や警告の人数等の公表に係る基準等、事務手続きの詳細が決まっていない事項もあり、決定次第周知するとの説明があった。

質疑応答では、今年 12 月に高校 3 年生が受け取る対象決定通知の内容、在校生の成績の判定時期、学習意欲を確認するための計画書、遡及取り消しの内容、事務費の補助の有無等、たくさんの質問があり、金城室長および、同席された文科省高等教育局主任大学改革官の鍋島豊氏から、丁寧に回答をいただいた。

グループワーク



昼食をはさみ、午後から参加者全員を 1 グループ 6 人程度の 28 グループに分け、午前中の講演に関することやあらかじめ決められたテーマについて情報交換を行った。

各グループでは、高等教育無償化に関することをはじめ、広報活動事例、受験や進路状況等の情報開示(公表)の方針や情報開示の現況、学校関係者評価実施の有無と方法、スマホのアプリを使用している学生との連絡等の実施状況、合格辞退者を減らすための取り組み、高等教育無償化の申請で苦労したこと等について、熱心にディスカッションが行われた。

閉会のあいさつは、事務担当者会の中島清彦委員からあり全日程を終了した。

(文責 内田 耕一事務担当者委員会委員 相模原看護専門学校 事務局長)